



研修報告書

令和4年 8月22日

会派代表者様

呉市議会議員 井手畠 隆政



次のとおり研修に参加したので報告します。

1. 研修期日

令和4年 8月19日（金）

2. 研修項目

地方議員研究会主催セミナー（博多会場）

「自治体と情報」基礎編および応用編

3. 参加議員

仁友会 井手畠 隆政

■研修項目

自治体と情報について

- ・研修団体及び講師氏名

地方議員研究会

講師 行政システム総研 顧問 榎並利博 氏

- ・研修日

平成4年8月19日（金）午前10時～午後16時30分

【研修目的】

地方自治体の中で、どのような情報が使われ、どう管理されているかを総合的に学び、政策提案に活かすため。

また国においてデジタル化の推進が急速に進展する中、地方自治体はどのような視点で自治体DXを進めるべきかを学ぶこと。

【研修内容】

(基礎編)

- ・自治体の情報システム概要

- ・住民票と戸籍、税と社会保障、地図情報、インターネットと住民サービス

- ・個人情報保護とプライバシーの考え方

- ・情報セキュリティとサイバー攻撃の現状

(応用編)

- ・情報化の動向とデジタルガバメント

- ・Society5.0とDX

- ・自治体戦略2040構想から自治体DX推進計画へ

- ・新型コロナとデジタル改革関連法

- ・デジタル改革関連法、デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法

- ・デジタル社会形成整備法と個人情報保護法見直し

- ・自治体システムの標準化とガバメントクラウド

- ・自治体DXと目指すべき姿

※詳細は別紙添付

【質疑応答】

- ・自治体システムの標準化にどのように対処していくべきか？

→ 今月末に仕様が明確になるので、それから各ベンダーも動き始める

→ ガバメントクラウドは先行地域で検証中、AmazonやGoogleのしくみを使うことになると思う

【呉市での展開の可能性】

- ・デジタル化が急速に進む中、市民に対してデジタル社会で暮らしがどのように変わり、市民サービスはどう変化していくのかをわかりやすく周知する必要がある
 - ・具体的には、呉市版の「DX推進計画」策定を提案したい
 - ・デジタル活用で市民が地方自治に参加しやすくなるのだから、本市においてもデジタルを使った市民参加を推進することを考えたい
 - ・自治体システムの標準化とガバメントクラウドの推進状況を注視し、本市にとって適切かつ有効なデジタル化となるように議会質問していきたい
-
-
-

以上

(研修内容補足)

2022年8月19日

地方議員研究会

「自治体と情報(基礎編)～情報から見る自治体の仕事」

講師 行政システム株式会社 行政システム総研 顧問 榎並利博氏

本講座のねらい

- ・自治体でどういう情報がどのように管理されているかをチェックし、政策提案に結びつける
- ・EBPMの考え方方が大切

自治体の情報システムの全体イメージ

- ① 「基幹系システム」 住民情報、税情報、社会保障情報
- ② 「内部管理系システム」 人事給与、財務会計、文書管理、地図管理
- ③ 「情報提供系システム」 ホームページ、電子申請、電子入札、施設予約
- ④ 「その他個別システム」 図書館、上下水道、消防、防災、教育など

住民票、戸籍について

- ・すべての基本は「住民基本台帳ネットワークシステム」
- ・「マイナンバー」も住民票コードから生成される
- ・「マイナンバー制度」で、個人情報が連携できるようになった(統合ではない)
- ・「マイナポータル」で、個人情報の利用履歴の確認ができる
- ・氏名に用いられる「漢字」の多様性が自治体システムの課題、国で制限すべきではないか

税と社会保障

- ・地方税は「個人住民税」と「固定資産税」で約8割、課税業務と収納業務が必要
- ・住民税の課税と徴収の流れ、特別徴収と普通徴収
- ・社会保障業務は「申請主義」が前提
- ・制度が複雑、どうすれば確実に必要とする人に給付できるかが課題
- ・国保は、自治体によって「国保税」と「国保料」がある（サービス提供義務の違い）

地図情報

- ・地図情報は、「統合型GIS」で運用されることが多い
- ・海外では、地図情報とリンクして個人の土地所有状況や資産状況まで公開しているところもある

インターネットと住民サービス

- ・90年代後半からのWindowsパソコンとインターネットで、コンピューターの常識が変わった
- ・BPRに活用されるようになってさらに進化した

- ・2004年4月施行の「地方分権一括法」で機関委任事務制度が廃止され、条例制定権が見直された
これにより、法令を自ら解釈し業務プロセスを再構築していくことができるようになった
- ・インターネットは、広報、広聴、市民協働・行政参加、行政手続きなどに活用される
- ・オープンデータ化が海外では進んでいる(イギリスの地域別死亡率など)
- ・市民協働事例として「ちばレボ」は有効、市民と行政がWinWinの関係
- ・ニューヨーク市の市民参加型予算編成、市民が予算提案に投票する仕組み、東京都に類似制度あり
- ・生駒市の「いこまち宣伝部」市公式Facebookに市民が投稿しPR
- ・マイナポータルの「ぴったりサービス」で各市のオンライン申請を確認できる

個人情報保護とプライバシー

- ・これまでの個人情報保護は、民間部門と公的部門に分かれた三本の法律構成だった
- ・2015年の改正で個人情報の定義が明確になり、匿名加工による個人情報活用も可能になった
また、「個人情報保護委員会」が新設された
- ・2021年の改正で、三本の法律を統合し、所管を「個人情報委員会」に一本化、定義も明確化
- ・地方公共団体では、国の定める共通ルールを基本とし、必要最小限の独自性を許容する
- ・海外事例では、ノルウェーの個人資産や年収の公開、米国の性犯罪者情報公開など

情報セキュリティとサイバー攻撃

- ・情報セキュリティは CIA(機密性、完全性、可用性)が基本
- ・公開鍵暗号方式により、なりすまし防止、改ざん奉仕、否認の防止ができる
- ・公的個人認証は、公開鍵暗号方式を利用して本人を認証するしくみ、マイナポータルでも利用
- ・2015年の日本年金機構の情報漏洩問題では、インターネット下の共有ファイルサーバから情報が流出しており、組織としてのセキュリティ意識と管理体制が問われる問題
- ・近年、ランサムウェアによるサイバーアタックが増加、2021年の徳島県つるぎ町立病院事例を参照
- ・設備の保守(ソフトウェア更新等)を予算化していないケースが多く、セキュリティ上の大きな課題
- ・総務省の「自治体 DX・情報化推進概要」で各自治体の情報化状況が公開されているので参考されたい

「自治体と情報(応用編)～デジタル庁と自治体 DX の推進」

講師 行政システム株式会社 行政システム総研 顧問 榎並利博氏

情報化の動向とデジタル・ガバメント

- ・平成13年「e-Japan戦略」がスタート、平成28年「官民データ基本法」でデータ利活用とデジタルガバメントが柱となった、令和元年「デジタル手続法」で社会全体のデジタル化に向けて加速
- ・2008年iPhoneが発売されスマートフォンが急速に普及、「デジタル」を前提とした社会に向かう
- ・デジタル手続法は、「デジタル化の基本原則」「デジタル化推進の基盤整備」「デジタル化推進の個別施策」で構成される

- ・基本原則は、「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」
行政手続きのオンライン化を原則とし、添付書類も撤廃を目指す
- ・事例、「死亡・相続ワンストップサービス」「引っ越しワンストップサービス」

Society5.0 とデジタル・トランسفォーメーション(DX)

- ・サイバー空間と現実空間とが高度に融合した新たな社会として Society5.0 を定義してきたが、近年
国のホームページからも Society5.0 関係の情報が削除されている
コロナ禍で状況が急速に変化し、危機感をもったことばとして「DX」に変わってきたと思われる
- ・DX は ICT の浸透で人の生活をより良い方向にするだけでなく、ビジネスモデルそのものの変革
例えば、現金からキャッシュレスに、レンタルビデオから動画配信 Netflix へ、
カメラは銀塩カメラからデジタルカメラに、そしてスマホ搭載カメラに
- ・電子計算機による機械化時代は既存の業務プロセスありき、インターネット時代は、情報共有と BPR、
そして、DX 時代はビジネスのゼロベース再定義(システムや制度を社会全体にとって最適なものへ)

自治体戦略 2040 構想から自治体 DX 推進計画へ

- ・コロナ前夜 人口減少時代のパラタイムシフト、スマート自治体、新しい公共私的協力関係
AI・RPA の導入による業務プロセスの自動化・省力化
- ・コロナと菅政権でデジタル政策が急変
デジタル手続法、デジタル庁、自治体標準化、オンライン医療等規制各話、IT 基本法抜本改正
自治体 DX 推進計画、2021 年 5 月「デジタル改革関連 6 法」成立
- ・自治体 DX は、各自治体で定義して住民の利便性を向上
- ・自治体 DX 推進計画には、標準化、共通化の重点取組事項がある
- ・15 項目を 5 年間で・・・政府がベンダーに作らせた標準システムを使いなさい!!
- ・「自治体 DX 推進計画」、義務ではないが重点項目を入れた計画書を必要としている、今後、補助金や
交付金とも関連していく
- ・重点取組事項として、「自治体情報システムの標準化・共通化」「マイナンバーカードの普及促進」
「行政手続きのオンライン化」「AI・RPA の利用促進」「テレワークの推進」「セキュリティ対策の徹底」
「地域社会のデジタル化」「デジタルテバイン対策」
- ・ガバメントクラウドはアマゾン AWS と Google の GCP
- ・各自治体がベンダーと契約する
- ・5 年間で 1700 自治体をこなすだけのコンサルもベンダーもいないが??
- ・政府は、9 月～年内には落としどころを決めるはず
- ・自治体 DX 事例
 - ・市川市 DX 憲章・・・業務の無駄を削って価値創造にシフトする改革
 - ・豊中市 とよなかデジタル・ガバメント宣言 デジタルで価値創造と変革
 - ・仙台市 DX 推進計画 ひとを中心とした DX
 - ・三重県 みえ DX センター
 - ・愛媛県 官民共創デジタルプラットフォーム 愛媛の課題を自分たちの力で解決する

- ・コロナ禍を経て、DX 時代の地方自治とは・・・「地方自治・地方分権」が支障?
 - ・国と地方の連携を欠く
 - ・何でも国に泣きつかず条例でやればいいのに
 - ・10万円給付の時のようにスピードを欠く
 - ・この 20 年間の地方分権の考え方方が大きく変わろうとしている

新型コロナとデジタル改革関連法

- ・テレワーク・・・やる気があれば進んでいたのでは??
- ・ハンコのために出社?? 電子署名ができるはず、法人の角印には e シールを発行する
- ・タイムスタンプについては、2021 年 11 月に国の認定第一号
- ・コロナ特別定額給付金 10 万円については、国民の行動・運用の予測誤り、口座確認の手間
- ・海外事例・・・番号制度を使った「給付付き税額控除制度」で給付も早かった
- ・中国、韓国、台湾、イスラエル等では個人情報を活用している
- ・COCOA の不具合、Apple と Google の仕様の問題、日本はプライバシー配慮しすぎでは??

デジタル改革関連法～デジタル社会形成基本法、デジタル庁設置法

- ・デジタル社会形成基本法では、事業者の責務を規定、「デジタル社会」に用語統一
- ・デジタル庁設置法～各省庁からデジタル庁に移管、中央集権的な面(司令塔機能として)
 - デジタル庁は補助金が関係する自治体システムには関与していく方針

デジタル社会形成整備法と個人情報保護法見直し

- ・「個人情報保護委員会」に一元化、定義も一本化
- ・自治体も共通ルールに則っての条例改正が求められる
- ・マイナンバーの利用拡大、利便性向上、国家資格事務での利用、スマホに電子証明書情報格納など
- ・押印の見直し、書面交付等の見直しで受取証書の電子化
- ・公的給付支給等の預貯金口座の登録・・・簡単なオンライン申請、スピーディーな給付
- ・預貯金口座のマイナンバー登録(強制ではない)・・・預金保険機構が全口座に自動付番

自治体システムの標準化とガバメント・クラウド

- ・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」・・・法律である
- ・元々は、自治体戦略 2040 構想研究会の第二次報告が発端
- ・当初は「ゆるやかな標準化」で合意、2020 年 9 月の菅政権で 17 業務対象、2025 年目標となった
- ・2020.12.25 「自治体 DX 推進計画」が策定されたが・・・2022 年 8 月までのスケジュールしかない
 - ・・・つまり、それまでに仕様確定の予定
- ・2022 年 8 月末までに最終的な標準仕様が出て、各ベンダーが動き始めるのでは??
- ・標準化対象 17 業務は、住民基本台帳、選挙人名簿、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、児童手当、生活保護、健康管理、就学、児童扶養手当、子ども子育て支援 であるが、

これに、戸籍、戸籍の附票、印鑑登録の3業務が加わり、全20業務となる

- ・自治体標準化法は、国が決めるので自治体はその通りにやりなさい、必要最小限の追加等は可能としている
- ・ガバメントクラウドは先行事例が2021年10月に採択された、神戸市、倉敷市(+高松市、松山市)、盛岡市、佐倉市、宇和島市、須坂市、美里町(+川島町)、笠置町 の8市町で検証実施中
- ・ガバメントクラウドのインフラは、アマゾンやグーグルが提供するのではないか
- ・実際のアプリは、標準仕様に基づき各ベンダーから提供される (自治体とベンダーが契約)
- ・回線使用料負担等の問題が残っている

自治体DX～目指すべき姿

- ・まず「何のための自治体DXか」を共有しておくこと
- ・2000年以前の「電算化時代」は「単純事務労働からの解放」
- ・2000年～2020年「IT革命期」は、パソコンとインターネットで「業務プロセス改革」
- ・2021年～の「自治体DX」では、「市民や職員の幸せ」を前提に「目的指向で自治体行政のあり方や法制度・施策・業務を変革」していくこと
- ・大きな価値観の変化である、効率化・最適化の反省も必要、行政構造と役割分担の見直しも必要
- ・コロナ禍もありデジタル化は必然的に加速していく、市民の不安にどう対処していくか?
- ・今考えるべきことは、効率化・最適化の再検証、独自サービスの必要性の再検証、デジタルデバイドだけでなくデジタル・インクルージョンの観点で(例えば、スマホはあっても貧困で通信料が払えないなど)、マイナンバー・個人情報の活用と民主的統制のあり方、デジタル・オンブズマンやPIA監査(PIA監査: Privacy Impact Assessment・・・個人情報保護委員会のホームページ参照)
- ・今後は、AI倫理とカバナンスも課題、地域社会の関与と参加も検討課題
- ・RDU(Responsible Data Use) Guidelines: 責任あるデータ利用に関するガイドライン
- ・参考: 市川市の住民票オンライン申請でのLINE利用についての訴訟(サービス停止中)
国(総務省)は、郵送と電子的方法は根拠となる法律が異なりマイナンバーカードによらない
本人確認は認められないと主張している・・・法律論でイノベーションは起きるのか??
られないという

以上